資料２

第７期あま市障がい福祉計画
第３期あま市障がい児福祉計画
（中間見直し）

令和９年度（2027 年度）～令和１１年度（2029 年度）

令和９年（２０２７年）３月

あ　ま　市

第１章　計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

あま市では、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向け、令和６（2024）年３月に「第３次あま市障がい者計画」、「第７期あま市障がい福祉計画」及び「第３期あま市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、各種施策を推進してきました。

これらの計画のうち、障害福祉サービス等の提供体制や障がい児支援の確保策を定める「第７期あま市障がい福祉計画」及び「第３期あま市障がい児福祉計画」については、計画期間を６年間（令和６年度～令和 11 年度）としつつ、３年が経過する令和８（2026）年度に、社会情勢の変化やサービス利用実績の推移等を踏まえて「中間見直し」を行うことと定められています。本改訂はこれに基づき、直近のサービス利用実績や国・県における新たな制度改正の動向等を的確に反映し、必要な見直しを行うものです。

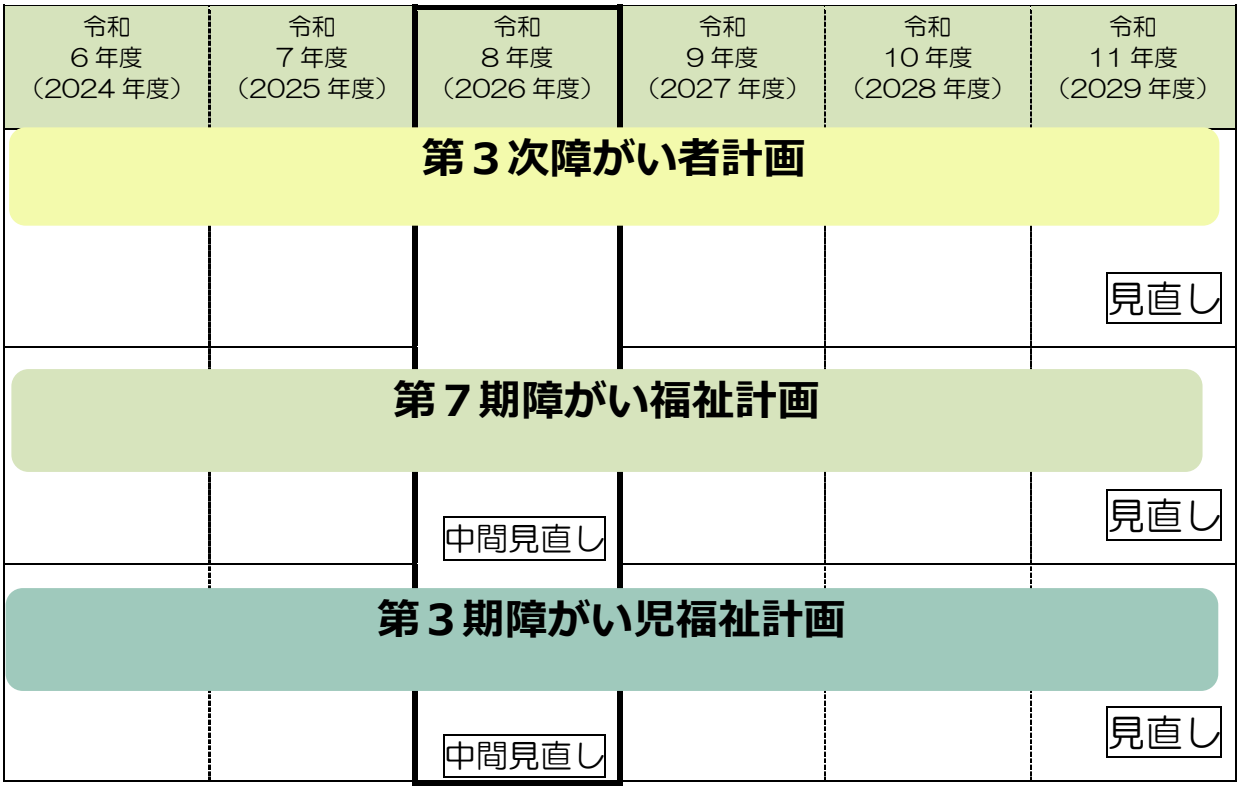
計画の期間

「基本理念」「基本目標」「分野別施策」など、計画の基本的な枠組みは現行計画を継続します。各計画の期間については以下のとおりとします。

（１）　あま市障がい者計画 計画期間は、令和６年度から令和 11 年度までの６年間とします。
（※今回の中間見直しによる改訂はありません）

（２）　あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画 計画期間は、令和６年度から令和 11 年度までの６年間とし、３年が経過する令和８（2026）年度に中間見直しを行います。

なお、計画期間中において、大幅な制度改正や急激な社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて本計画内容の更なる見直しを適宜行います。



資料：障がい福祉課

障がいのある人の現状

1－（1）　人口の推移

あま市の人口の推移

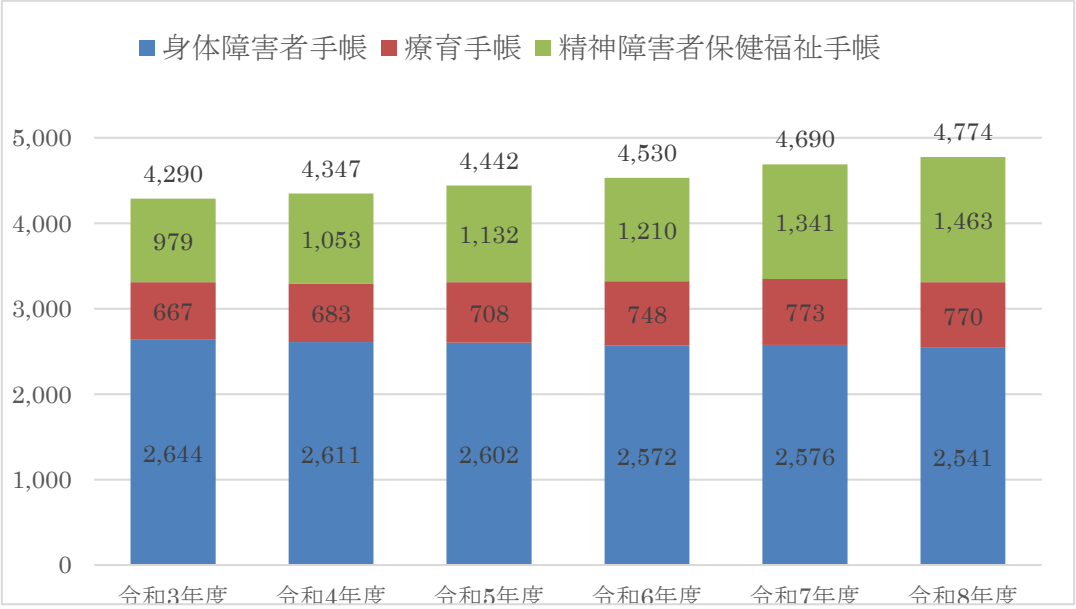
区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
０～１７歳	14,538	14,384	14,142	13,975	13,677	13,324
１８～６４歳	51,337	51,184	51,380	51,651	51,730	51,719
６５歳以上	23,170	23,091	23,091	22,897	22,782	22,625
計	89,045	88,659	88,613	88,523	88,189	87,668

資料：市民課（各年度4月1日現在）

1－（2）　障害者手帳等所持者数の状況

あま市における障害者手帳等所持者数は、全体として増加傾向にあり、過去５年間で 484 人（11.3%）増加しています。身体障害者手帳所持者数は、18 歳以上の人口減少などに伴い緩やかな減少傾向にある一方、療育手帳所持者数は若年層や子どもを中心に一貫して増加しています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、社会的理解の広がりや相談体制の充実などを背景に大幅に増加しており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が、全体の増加につながっています。

手帳の区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	5年間の増減（人）	5年間の伸び率（%）
身体障害者手帳	2,644	2,611	2,602	2,572	2,576	2,541	-103	-3.9%
療育手帳	667	683	708	748	773	770	+103	+15.4%
精神障害者保健福祉手帳	979	1,053	1,132	1,210	1,341	1,463	+484	+49.4%
合計	**4,290**	**4,347**	**4,442**	**4,530**	**4,690**	**4,774**	**+484**	**+11.3%**



1－(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和8年度では 2,541 人となっています。

年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
０～１７歳	76	71	72	71	76	72
１８～６４歳	671	687	690	700	700	695
６５歳以上	1,897	1,853	1,840	1,801	1,800	1,774
計	2,644	2,611	2,602	2,572	2,576	2,541

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
１級	778	756	742	727	755	751
２級	408	394	389	393	391	392
３級	595	594	585	570	560	534
４級	573	576	590	597	599	596
５級	143	142	145	141	135	132
６級	147	149	151	144	136	136
計	2,644	2,611	2,602	2,572	2,576	2,541

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

1－(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は令和7年度までは年々増加傾向にありましたが、令和8年度は 770 人とほぼ横ばいであります。年齢区分でみると、0～17 歳の療育手帳所持者数は、令和3年度からの5年間では 23.8%（62 人）の増加となっています。また、18～64 歳では 11.7%（44 人）の増加となっています。

年齢区分別療育手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
０～１７歳	260	266	277	305	322	322
１８～６４歳	376	389	404	415	423	420
６５歳以上	31	28	27	28	28	28
計	667	683	708	748	773	770

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

判定区分別療育手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
A（最重度）	114	117	118	124	119	120
A（重度）	136	135	143	148	157	160
B（中度）	165	173	176	184	187	179
C（軽度）	252	258	271	292	310	311
計	667	683	708	748	773	770

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

1－（5）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和8年度では 1,463 人となっています。障がいの等級別でみると、2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3年度からの5年間では 52.4%（343 人）、3級では 77.9%（141 人）の増加となっています。

年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
０～１７歳	58	69	70	77	95	101
１８～６４歳	704	772	830	895	990	1,106
６５歳以上	217	212	232	238	256	256
計	979	1,053	1,132	1,210	1,341	1,463

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
１級	143	147	153	145	154	143
２級	655	699	770	852	916	998
３級	181	207	209	213	271	322
計	979	1,053	1,132	1,210	1,341	1,463

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

1－（6）難病患者の状況

指定難病特定医療費公費負担者数は増加傾向にあり、令和3年度からの5年間では 72 人の増加となっています。

あま市の指定難病特定医療費公費負担者数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
計	561	576	590	624	633

資料：津島保健所事業概要（各年度末実人数）

小児慢性特定疾病医療費助成者数は、80 人前後で推移していましたが、令和6年度は90人と増加しました。しかし、令和6年度から7年度にかけては減少し 81 人となっています。

あま市の小児慢性特定疾病医療費助成者数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
計	79	80	84	90	81

資料：津島保健所事業概要（各年度末実人数）

第２章　成果目標及び活動指標（見込量等）

1　障がい福祉計画の実績及び令和１１年度数値目標、見込量

（１）　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（実績）

【基準】令和４年度末時点の施設入所者　４７人

項目	当初目標 令和８年度	令和７年度 時点の実績	基本指針
【目標値】 地域生活移行者数	３人	５人	令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上
【目標値】 施設入所者削減数	３人	７人	令和４年度末時点の施設入所者数の５％以上

（成果目標）

【目標設定の考え方】

地域移行者数については、令和７年度末時点での施設入所者数は４０人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される３人として設定します。

施設入所者削減数については、令和７年度末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて２人減少とし３８人として設定します。

【基準】　令和７年度末時点の施設入所者　４０人

項目	目標値	基本指針
【目標値】 施設入所者数	３８人	令和１１年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	３人	令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上
【目標値】 施設入所者削減数	２人	令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上

■活動指標

項　目	令和９年度	令和10年度	令和11年度
施設における居室の個室化等の取組状況【新設】	―（※）	―（※）	―（※）
意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新設】	― 回（※）	― 回（※）	― 回（※）

※ あま市内には指定障害者支援施設（入所施設）が所在しないため本活動指標の数値目標は「－（設定なし）」としています。なお、市外施設に入所している本市支給決定者に対しては、指定相談支援事業所等と連携し、継続して地域生活への移行に向けた意向確認及び支援を行います。

（２） 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（実績）

指 標	当初目標 令和８年度	基本指針
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	2.4人	・退院後1年以内の地域生活日数：平均325.3日以上 ・1年以上の長期入院患者数：国の推計式により目標値を設定 ・退院率：入院後3か月68.9%以上、6か月84.5%以上、1年91.0%以上

■活動指標

項 目	令和５年度	令和６年度		令和７年度		令和８年度
	実績	実績	当初	実績	当初	当初見込量
協議の場の開催回数	４回	４回	５回	３回	５回	５回
協議の場への関係者の 参加者数	１９人	２１人	１０人	１８人	１０人	１０人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回
精神障がい者の地域移行 支援	０人	０人	１人	０人	１人	１人
精神障がい者の地域定着 支援	０人	０人	１人	０人	１人	１人
精神障がい者の共同生活 援助	62人	76人	５７人	78人	５７人	５７人
精神障がい者の自立生活 援助	０人	０人	０人	０人	０人	０人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	11人	13人	０人	９人	０人	０人

（成果目標）

国の 基本指針	こころの不調に気づき、話を聴く「心のサポーター」の養成を進めます。国は令和 15 年度末までに全国で 100 万人以上の養成を目指しています。また、6項目の質問からなる K6 尺度を活用して住民のこころの状態を把握・評価し、早期の相談や支援につなげます。

【目標設定の考え方】

国の基本指針に示す、精神障がい者の精神病床から地域生活への移行という方向性を踏まえ、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目標値として設定します。本市の基盤整備量は、１７.０人とします。

指 標	令和１１年度 目標	基本指針
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	１７.０人	・退院後1年以内の地域生活日数：平均319.3日以上 ・1年以上の長期入院患者数：国の推計式により目標値を設定 ・精神病床への30日以上の再入院率:退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下

■活動指標

項 目	令和９年度	令和10年度	令和11年度
協議の場の開催回数	５回	５回	５回
協議の場への関係者の 参加者数	１８人	１８人	１８人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回
心のサポーター養成研修実施回数【新設】	１回	１回	１回
精神保健相談員講習会等の実施回数【新設】	１回	１回	１回
精神障がい者の地域移行 支援	１人	１人	１人
精神障がい者の地域定着 支援	１人	１人	１人
精神障がい者の共同生活 援助	８６人	８６人	８６人
精神障がい者の自立生活 援助	０人	０人	０人
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）	１０人	１０人	１０人
精神障がい者の短期入所【新設】	１人	１人	１人

（３） 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

（実績）

項目	令和８年度 当初目標	令和７年度 実績	基本指針
令和８年度末の地域生活支援拠点等の整備	１か所	１か所	海部東部地域で地域生活支援拠点等を整備
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
年１回以上運用状況の検証及び検討	１回／年	１回／年	年１回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討

項目	令和８年度 当初目標	令和７年度 実績	基本指針
強度行動障がい者の支援体制の整備	有	無	令和８年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を圏域で整備

項 目	令和５年度	令和６年度		令和７年度		令和８年度
	実績	実績	当初	実績	当初	当初見込量
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	1か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置	０人	０人	１人	４人	１人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	１回	１回	１回	１回	１回	1回

（成果目標）

【目標設定の考え方】

令和２年度に開始したあま市地域生活支援拠点事業の機能の充実を図るため、年１回、運用状況の検証及び検討を行います。

項目	令和１１年度目標	基本指針
令和１１年度末の地域生活支援拠点等の整備	１か所	各市町村で地域生活支援拠点等を整備
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
年１回以上運用状況の検証及び検討	１回／年	年１回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討

項目	令和１１年度目標	基本指針
強度行動障がい者の支援体制の整備	有	令和１１年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を圏域で整備

項 目	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１か所	１か所	１か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	４人	４人	４人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	１回	１回	１回

（４） 福祉施設から一般就労への移行等

（実績）

項目	令和３年度実績	令和８年度当初目標	令和７年度実績	基本指針
一般就労移行者数	１５人	２１人	17人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業の一般就労移行者数	８人	１１人	12人	令和3年度実績の1.31 倍以上
就労継続支援（Ａ型）事業の一般就労移行者数	６人	８人	2人	令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援（Ｂ型）事業の一般就労移行者数	１人	２人	3人	令和3年度実績の1.28 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	４人	６人	１６人	令和3年度実績の1.41倍以上

一般就労移行率５割以上の就労移行支援事業所及び就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合については、計画策定時点において、各事業を実施する事業所が市内に存在しないため、設定しておりませんでした。

（成果目標）

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行者数についての目標値は、 ３２人と設定します。うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は１０人、うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者は８人、うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者は１４人と設定しました。

令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数は、令和６年度の実績を踏まえ、20 人とします。

項目	令和６年度実績	令和１１年度目標	基本指針
一般就労移行者数	21人	32人	令和6年度実績の1.31倍以上
就労移行支援事業の一般就労移行者数	8人	10人	令和6年度実績の1.14倍以上
就労継続支援（Ａ型）事業の一般就労移行者数	5人	8人	令和6年度実績の1.52倍以上
就労継続支援（Ｂ型）事業の一般就労移行者数	8人	14人	令和6年度実績の1.67倍以上
就労定着支援事業の利用者数	13人	20人	令和6年度実績の1.47倍以上

項目	令和６年度 実績	令和１１年度 目標	基本指針
①就労定着支援事業所数 ②就労定着支援事業所のうち就労定着率70%以上の事業所数 ③その割合	①　0か所 ②　0か所 ③　―%	①　１か所 ②　１か所 ③　100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所が全体の25%以上
就労選択支援事業所数【新規】	0か所	市内で１か所以上	協議会の設置圏域ごとに1事業所以上設置
就労選択支援事業の利用者数【新規】	0人 （令和7年度）	３人	令和11年度の全国の就労選択支援利用者を82,000人以上
①就労移行支援事業所数 ②就労移行支援事業所のうち一般就労移行率が５割以上の事業所数 ③一般就労移行率が５割以上の就労移行支援事業所の割合	①　0か所 ②　0か所 ③　―%	①２か所 ②１か所 ③50%	一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とする

（５） 相談支援体制の充実・強化等

（実績）

指 標	令和８年度 当初目標	令和７年度 実績	基本指針
基幹相談支援センターの設置	設置に向けた検討	市内で１か所	センターの設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	実施	実施	実施体制の確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	実施	実施体制の確保

項 目	令和５年度	令和６年度		令和７年度		令和８年度
	実績	実績	当初	実績	当初	当初見込量
基幹相談支援センター※による地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36件	36件	3件	186件	3件	3件
基幹相談支援センター※による地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	15件	3件	17件	3件	3件
基幹相談支援センター※による地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	50件	50件	3件	55件	3件	3件
基幹相談支援センター※による個別事例の支援内容の検証の実施回数	12件	12件	3件	50件	3件	3件
基幹相談支援センター※における主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	30	30	10	30	10	10
協議会の専門部会の設置数	1	1	1	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	0回	3回	2回	3回	2回	2回

※基幹相談支援センター未設置の場合は、委託相談支援事業所

（成果目標）

国の基本指針	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指 標	令和１１年度 目標	基本指針
基幹相談支援センターの設置	市内で１か所	センターの設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	実施	実施体制の確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	実施体制の確保
のぞまないセルフプランの件数【新設】	０件	のぞまないセルフプランの解消

項 目	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	180件	180件	180件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	15件	15件	15件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	50件	50件	50件
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	40件	40件	40件
基幹相談支援センター※における主任相談支援専門員の配置数	1人	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	30	30	30
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	3回	3回	3回

（６） 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

（実績）

指 標	令和８年度 当初目標	令和７年度 実績	基本指針
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	２人	２人	サービス等の質の向上のための体制を構築
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	１回	１回	サービス等の質の向上のための体制を構築

（成果目標）

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、都道府県及び市町村において、サービスの質の向上に向けた体制を構築することとされています。これを踏まえ、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証を進めていきます。

指 標	令和１１年度目標	基本指針
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	２人	サービス等の質の向上のための体制を構築
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	１回	サービス等の質の向上のための体制を構築

（７） 発達障がい者等への支援

（実績）

項 目	令和５年度	令和６年度		令和７年度		令和８年度
	実績	実績	当初	実績	当初	当初見込量
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	０人	０人	２０人	０人	２０人	２０人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	０人	０人	１人	０人	１人	１人
ペアレントメンターの人数	０人	０人	１人	０人	１人	１人
ピアサポートの活動への参加人数	０人	０人	１人	０人	１人	１人

（成果目標）

国の基本指針	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンター（※1）の人数、ピアサポート（※2）活動への参加人数について、それぞれ見込を設定する。

【目標設定の考え方】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の整備を進めていきます。

項 目	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	２０人	２０人	２０人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	１人	１人	１人
ペアレントメンターの人数	１人	１人	１人
ピアサポートの活動への参加人数	１人	１人	１人

※1 ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※2 ピアサポート：同じ悩みや障がいを持ち、同じような立場にある仲間（ピア）が体験を語り合うなどして、支援を行う取組。

（８）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新設】

（成果目標）

国の 基本指針	都道府県において、障害福祉人材の確保・定着及び生産性向上に関する支援体制を整備するとともに、専門人材の養成に向けた研修を実施することを基本とする。

【目標設定の考え方】

国の成果目標は都道府県を対象としているため、本市独自の数値目標は設定せず、愛知県と連携して、市内事業所における人材の確保・定着及び生産性向上の取組を促進します。

指 標	令和１１年度 目標	基本指針
障がい福祉人材の確保・定着及び生産性向上に関する取組	―	愛知県の取組と連携

サービス見込量の算定について

以下の各表における令和８年度の数値は、現行計画策定時の当初見込量です。令和９～11 年度は、令和 ６・7 年度の利用実績及び令和 ８ 年度の実績見込み等を踏まえて新たに算定しているため、令和８年度と令和９年度の数値が連続しない場合があります。

※障害福祉サービス等の利用量において使用されている、「人日」という単位は、１か月あたりの「利用人数」×「１人あたりの平均利用日数」で算出されるものです。そのサービスを全利用者で１か月あたり何日間利用したかを表した数値となります。

自立支援給付の実績及び当初見込量（１か月あたり）

サービス名		単位	令和５年度 実績	令和６年度 実績	令和６年度 当初	令和７年度 実績	令和７年度 当初	令和８年度 当初見込量
訪問系サービス	居宅介護	人	146	163	119	160	126	132
		時間	3,863	4,158	3,005	3,921	3,379	3,780
	重度訪問介護	人	1	3	5	8	6	8
		時間	118	303	62	676	71	80
	同行援護	人	9	7	11	10	12	13
		時間	55	63	48	81	49	50
	行動援護	人	5	8	6	6	7	9
		時間	59	131	24	101	25	26
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人	154	158	172	170	173	175
		人日	2,833	2,764	2,897	2,956	2,984	3,074
	自立訓練(機能訓練)	人	3	0	2	0	3	3
		人日	41	0	34	0	36	38
	自立訓練(生活訓練)	人	9	15	8	9	9	10
		人日	131	179	119	61	140	164
	就労選択支援 新設	人	－	－	－	0	0	1
		人日	－	－	－	0	0	2
	就労移行支援	人	21	25	25	17	26	27
		人日	337	422	422	298	440	459
	就労継続支援(Ａ型)	人	146	96	194	112	217	243
		人日	2,777	1,856	2,977	2,179	3,192	3,423
	就労継続支援(Ｂ型)	人	228	313	230	327	254	281
		人日	3,942	5,083	3,653	5,577	3,985	4,348
	就労定着支援	人	10	13	11	16	13	14
	短期入所（福祉型）	人	47	47	62	52	64	66
		人日	383	252	434	328	448	463
	短期入所（医療型）	人	2	2	4	3	5	6
		人日	7	7	12	10	16	19
	療養介護	人	7	7	6	7	7	7
居住系サービス	自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助 （グループホーム）	人	137	137	139	151	160	184
	施設入所支援	人	48	40	46	40	45	44
相談支援	計画相談支援	人	177	211	135	222	150	167
	地域移行支援	人	0	0	1	0	1	1
	地域定着支援	人	1	0	1	0	1	1

自立支援給付の見込量（１か月あたり）

サービス名		単位	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問系サービス	居宅介護	人	180	188	197
		時間	3,343	3,368	3,393
	重度訪問介護	人	8	9	10
		時間	675	760	845
	同行援護	人	12	13	14
		時間	129	157	191
	行動援護	人	5	5	5
		時間	108	110	110
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人	179	188	198
		人日	3,107	3,174	3,242
	自立訓練(機能訓練)	人	3	3	3
		人日	38	38	38
	自立訓練(生活訓練)	人	11	12	14
		人日	80	84	98
	就労選択支援 新設	人	3	3	3
		人日	30	30	30
	就労移行支援	人	13	12	11
		人日	256	241	227
	就労継続支援(Ａ型)	人	96	84	74
		人日	2,104	1,864	1,651
	就労継続支援(Ｂ型)	人	349	366	384
		人日	7,143	8,071	9,120
	就労定着支援	人	18	１９	20
	短期入所（福祉型）	人	65	68	72
		人日	399	438	481
	短期入所（医療型）	人	7	9	11
		人日	14	17	20
	療養介護	人	7	7	7
居住系サービス	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	人	164	172	181
	施設入所支援	人	39	38	38
相談支援	計画相談支援	人	251	281	315
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

※共同生活援助（グループホーム）は、強度行動障害や医療的ケア等が必要な重度者向け事業所の確保に努めてまいります。

地域生活支援事業の実績及び当初見込量

（年間　※例外除く）

○＝実施予定（既に実施済みのため）　△＝実施について検討していく　×＝実施しない

サービス名			令和５年度 実績	令和６年度 実績	令和６年度 当初	令和７年度 実績	令和７年度 当初	令和８年度 当初見込量
理解促進研修・啓発事業			○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業			○	×	△	×	△	△
相談支援事業	障害者相談支援事業		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	障害者自立支援協議会		○	○	○	○	○	○
	基幹相談支援センター		×	△	×	○	×	△
	基幹相談支援センター等機能強化事業		×	△	×	○	×	△
	住宅入居等支援事業		×	×	×	×	×	×
成年後見制度利用支援事業（実利用者数）			1人	1人	1人	2人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業			○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		74件	66件	55件	55件	56件	57件
	手話通訳者設置事業（設置通訳者数）		1人	1人	1人	1人	1人	1人
	手話奉仕員養成研修事業（受講者数）		20人	21人	10人	21人	10人	10人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具		4件	5件	7件	5件	8件	10件
	自立生活支援用具		11件	9件	12件	8件	13件	13件
	在宅療養等支援用具		18件	9件	14件	22件	15件	16件
	情報・意思疎通支援用具		13件	9件	7件	7件	7件	7件
	排泄管理支援用具		2,133件	2,012件	2,000件	1,992件	2,005件	2,009件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		3件	0件	2件	3件	2件	2件
移動支援事業	※1か月あたり		37人	42人	33人	38人	34人	35人
			248時間	269時間	244時間	290時間	254時間	264時間
地域活動支援センター事業	事業所数		8	6	7	5	8	8
	※1か月あたり		80人	69人	75人	64人	81人	85人
			952日	898日	852日	800日	892日	934日
任意事業	訪問入浴サービス事業		4人	4人	4人	5人	5人	5人
			24日	24日	26日	22日	28日	30日
	日中一時支援事業		100人	101人	100人	100人	104人	110人
			845日	839日	812日	853日	851日	893日
	更生訓練費支給事業		14人	14人	8人	12人	8人	9人
			455日	239日	107日	211日	110日	113日
	自動車改造費助成事業		1件	1件	4件	5件	4件	5件
	自動車運転免許取得費		1人	0人	2人	1人	2人	2人

地域生活支援事業の見込量

（年間　※例外除く）

○＝実施予定（既に実施済みのため）　△＝実施について検討していく　×＝実施しない

サービス名			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
理解促進研修・啓発事業			○	○	○
自発的活動支援事業			△	△	△
相談支援事業	障害者相談支援事業		2か所	2か所	2か所
	障害者自立支援協議会		○	○	○
	基幹相談支援センター		○	○	○
	基幹相談支援センター等機能強化事業		○	○	○
	住宅入居等支援事業		×	△	△
成年後見制度利用支援事業（実利用者数）			1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業			○	○	○
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		58件	58件	59件
	手話通訳者設置事業（設置通訳者数）		1人	1人	1人
	手話奉仕員養成研修事業（受講者数）		20人	20人	20人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具		5件	5件	5件
	自立生活支援用具		7件	7件	7件
	在宅療養等支援用具		13件	13件	13件
	情報・意思疎通支援用具		8件	8件	8件
	排泄管理支援用具		2,248件	2,248件	2,248件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		2件	2件	2件
移動支援事業		※1か月あたり	47人	51人	56人
			358時間	390時間	425時間
地域活動支援センター事業		事業所数	5	5	5
		※1か月あたり	61人	60人	58人
			785日	785日	785日
任意事業	訪問入浴サービス事業		5人	6人	6人
			32日	35日	37日
	日中一時支援事業		91人	91人	91人
			1,009日	1,069日	1,133日
	更生訓練費支給事業		－	－	－
			－	－	－
	自動車改造費助成事業		4件	4件	4件
	自動車運転免許取得費		2人	2人	2人

2　障がい児福祉計画の実績及び令和１１年度数値目標、見込量

（１） 障がい児支援の提供体制の整備等

（実績）

指 標	当初目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
児童発達支援センターの設置	市内で１か所	市内で１か所	１か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	実施	実施	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内で各１か所	市内で１か所	１か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市内で１か所	市内で１か所	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	５人	１０人	配置

（成果目標）

国の 基本指針	・児童発達支援センターを中心に、専門的な発達支援・家族支援、地域の事業所への助言、インクルージョンの推進、相談支援の４つの中核機能を確保します。 ・インクルージョンの推進及び医療的ケア児等への支援について、関係機関が協議する場を設けます。 ・重症心身障がい児の受入体制と医療的ケア児等コーディネーターを確保します。 ・関係機関が連携し、障がい児とその家族に継続して寄り添う相談支援体制を整えます。

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、児童発達支援センターの４つの中核機能を確保し、関係機関の連携による重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援、相談支援の充実を目指します。

指 標	令和１１年度 目標	基本指針
児童発達支援センターの設置	市内で１か所	市内で１か所
児童発達支援センターを中心とした４つの中核機能の確保【新設】	確保	確保
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築**及び協議の場の設置【変更】**	構築・設置	構築・設置
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	それぞれ 市内で１か所	市内で１か所

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置【変更】	市内で１か所	設置
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置【変更】	１４人	配置
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び関係機関の連携体制の確保【新設】	構築・確保	構築・確保

（２）保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

（実績）

種　別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）					
		令和５年度	令和６年度		令和７年度		令和８年度
		実績	実績	当初	実績	当初	当初見込量
保育所	88	97	90	89	99	81	92
認定こども園	23	25	36	24	40	26	27
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	8	2	8	9	8	11	12

（成果目標）

種　別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
保育所	83	88	88	83
認定こども園	23	23	23	28
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	9	9	9	9

障がい児支援サービスの実績及び当初見込量

（１か月あたり）

サービス名	単位	令和５年度 実績	令和６年度 実績	令和６年度 当初	令和７年度 実績	令和７年度 当初	令和８年度 当初見込量
児童発達支援	人	168	187	143	208	167	195
	人日	1,494	1,752	1,407	2,000	1,714	2,086
放課後等デイサービス	人	415	419	438	470	490	547
	人日	4,346	4,815	4,582	5,089	5,181	5,857
保育所等訪問支援	人	24	31	32	37	34	36
	人日	25	34	47	45	49	52
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	125	128	87	147	99	１１２

障がい児支援サービスの見込量

（１か月あたり）

サービス名	単位	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	人	217	241	268
	人日	2,414	2,793	3,232
放課後等デイサービス	人	582	619	659
	人日	6,338	6,858	7,421
保育所等訪問支援	人	39	41	43
	人日	55	57	60
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
障害児相談支援	人	157	164	172

３章　資料編

１　あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱

平成24年3月30日告示第52号
改正　平成25年3月29日告示第63号
改正　平成29年6月　2日告示第91号
改正　　令和5年3月29日告示第46号

（設置）

第1条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障がい者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条第1項の規定に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障がい児福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

(1)　あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の策定に関すること。

(2)　あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の検証に関すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条　委員会は、委員15人以内で組織する。

（構成）

第4条　委員は、次に掲げる者で構成し、市長が依頼する。

(1)　保健医療関係者

(2)　福祉関係者

(3)　障がい者団体関係者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他市長が必要と認めた者

（任期）

第5条　委員の任期は、3年とし、再任することができる

2　補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員長）

第6条　委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員会の会議は、委員長が議長となる。

3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成29年告示第91号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

附　則（令和5年告示第46号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

２　あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

区　分	職　名	氏　名
保健医療関係者	あま市医師代表	下　方　辰　幸
保健医療関係者	あま市歯科医師連絡協議会代表	渡　邉　　剛
その他市長が必要と認めた者	同朋大学社会福祉学部教授	吉　田　みゆき
福祉関係者	あま市社会福祉協議会会長	服　部　章　平
福祉関係者	児童発達支援センターすてっぷあいるセンター長	吉　川　公　代
福祉関係者	あま市民生委員児童委員協議会会長	井　村　なを子
福祉関係者	あま市基幹相談支援センターセンター長	牛　田　潤　子
障がい者団体関係者	あま市身体障害者福祉協会会長	吉　田　憲　司
障がい者団体関係者	あま市心身障害児者保護者会会長	静　谷　貴代子
関係行政機関の職員	津島保健所健康支援課長	鈴　木　礼　子
関係行政機関の職員	海部福祉相談センター次長兼地域福祉課長	後　藤　大　互

３ あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会開催状況

回数	年月日	内　容
第１回	令和８年 10 月 5 日	１　あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の互選について ２　あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画素案について
第２回	令和９年１月　日	

第７期あま市障がい福祉計画
第３期あま市障がい児福祉計画
（中間見直し）

発行年月　令和９年３月
発　行　者　あま市 福祉部 障がい福祉課
〒497-8602
愛知県あま市七宝町沖之島深坪１番地
TEL（052）444-1001（代表）
（052）485-5980（ダイヤルイン）
FAX（052）444-1074